

III 中学部

1 学部目標

- 元気に活動する生徒の育成
- 自ら学習する生徒の育成
- 友達と協力する生徒の育成

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

- ア 法令及び学習指導要領を基準として、人間として調和のとれた生徒の育成を目指し、その障がいの状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態を考慮し、適切な教育課程を編成する。
- イ 生徒の深い学びを実現するための授業改善を通じ、小学部、高等部との連携を図りながら、基礎的・基本的な内容を重視し、自ら学ぶ意欲を養い、個性を生かせるような弾力的な教育課程の編成に努める。
- ウ 生徒一人一人の発達の過程や経験を踏まえ、実際の体験や、自ら課題を解決させるような学習場面の工夫をすることで、生徒一人一人が主体的に判断し、行動できる力を育む教育課程の編成に努める。
- エ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、家庭及び地域社会との連携を深め、障がいの正しい理解と認識が得られるようにする。望ましい人間関係と社会性を育てるために、総合的な学習の時間などで体験的な学習活動を行い、地域との交流や地域の中学校との交流及び共同学習を計画的に実施する。加えて「ふくしま教育週間」等の中で「太陽祭」や授業公開等を設定し、更に家庭や地域とのふれあいを図れるような教育課程を編成する。
- オ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するために、教育課程を通常の学級、重複障がい学級A、重複障がい学級B、重複障がい学級C、訪問学級A、訪問学級Bの6つに分けて編成する。なお、重複障がい学級B、重複障がい学級Cは、肢体不自由を併せ有する生徒を対象とする。
- カ 肢体不自由の障がい特性による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。
- キ 生徒の発達の段階を考慮し、一人一人の特性に応じてICT環境を整え、情報機器の操作に慣れるとともに、教科等横断的に情報活用能力（情報モラル、プログラミング的思考）等の学習の基盤となる資質・能力を育成し、活用ができるよう教育課程を編成する。
- ク キャリア教育の視点を踏まえ、キャリア教育全体推進計画に基づき、各教科等を合わせた指導を通して、将来の社会生活及び職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育成できるよう教育課程を編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

- ア 日常生活における基本的生活習慣や教師と生徒及び生徒相互の人間関係を育て、自然体験活動などの豊かな体験を通して、生徒の内面に根ざした道徳的実践意欲や態度の育成を図るとともに、生徒が人間としての生き方について自覚をもち、よりよく生きていこうとする意欲や態度を養い、豊かな社会生活が送れる基礎的能力を育てる。
- イ 実施に当たっては、小学部における道徳教育の指導内容をさらに発展させ、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導等、学校教育全体で道徳教育の目標を達成するよう努める。
- ウ 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、年間指導計画及び個別の指導計画の中に位置付けて実施する。
- エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、道徳科の目標に関連させながら、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養う教育活動の充実に努める。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

- ア 日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、体力の向上及び健康・安全で自律的な生活を送るための基礎を培い、教育活動全体を通じて体育的諸活動を積極的に行えるようにする。
- イ 身近な生活における健康・安全に関する知識や自ら運動に親しむ能力や態度を身に付け、明るく楽

しい生活を営むための体力を養う。

ウ 防災教育については、各教科や各教科等を合わせた指導、特別活動、自立活動などとの調整を図り防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて指導する。

エ 性に関する指導については、全体指導に基づき、保健体育や各教科等を合わせた指導、特別活動、自立活動と関連させながら、生徒一人一人が自分の身体について関心をもち、主体的に健康な生活を営めるよう、個に応じて段階的に指導する。

オ 食育の推進については、バランスのよい食事を取ろうとすることや食べ物を大切にする態度など、健康的で望ましい食生活の習慣の基礎が培われるよう、全体計画に基づいて、保健体育や各教科等を合わせた指導、特別活動、自立活動及び学校給食等の中で適切に指導を行う。

カ がん教育については、がんについて正しい知識を身に付け、がんを通して様々な病気についても理解を深め、自他の健康や命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考えながら、社会と共に生きる資質・能力を育成できるよう指導する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

ア 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個々の障がいの状態や発達の段階に応じ、個別の指導計画を基にした具体的目標を設定し、学校の教育活動全体を通じて適切に指導する。

イ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って指導を行う。

ウ 摂食指導を必要とする生徒については、医師等の専門的な指導を受けながら、保護者と十分な連携の基に指導を行う。

エ 医療的ケアを必要とする生徒の「健康の保持」の内容については、看護師等の専門的な知識、技能を有する者と連携して、具体的な配慮をしながら指導を行う。

(5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

ア 障がいの状態により特に必要がある場合

- ・ 生徒の実態に即して、必要がある場合は、中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部に替えて、教育課程を編成する。
- ・ 障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、総合的な学習の時間に替えて自立活動の指導を行うよう教育課程を編成する。

イ 訪問教育の場合

- ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な生徒については、教員を家庭に派遣し、自立活動を主とした教育課程を編成する。
- ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な生徒のうち、各教科の学習が可能な生徒については、その障がいの状態及び程度を考慮して、国語、数学、道徳科、特別活動、自立活動で編成し、教員を家庭に派遣して指導を行う。

(6) 当該年度に改善または努力する事項

ア 個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びの中で、指導計画を基に学年や類型において系統的な指導を行いながら教科等横断的な視点に立ち、多様な他者を認めたり、集団の中で自分の役割を果たしたりすることで、他者と協力・協働して社会に関わろうとする人間関係育成・社会形成能力を育成する。

イ 効果的なICTの活用を通して、情報を整理・比較したり、課題解決に向けて情報を主体的に活用したりしようとする情報活用能力を育成し、生徒が様々な場面で一人一人の能力を発揮することができるようとする。

(7) その他必要な事項

ア 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針

- 通常の学級においては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」で編成する。
 - 重複障がい学級Aにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」で編成する。
 - 重複障がい学級Bにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を実施する。
 - 重複障がい学級Cにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を行う。
 - 訪問学級Aにおいては、国語、数学、道徳科、特別活動、自立活動で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を実施する。
 - 訪問学級Bにおいては、道徳科、特別活動、自立活動で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を実施する。
- イ 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、放射線等の基礎的な理解や健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てるために、文部科学省の副読本及び福島県教育委員会の指導資料を参考にしつつ生徒の実態に即した教材の工夫をし、学校全体で組織的、計画的に取り組むようにする。
- ウ その他
- 6月29日（土）に授業参観を実施し、7月1日（月）を振替休業日とする。
 - 9月18日（水）から9月20日（金）に関東方面に2泊3日の日程で3学年の修学旅行を実施する。
 - 10月26日（土）に太陽祭を実施し、10月28日（月）を振替休業日とする。
 - 3月5日（水）は、高等部前期入学者選抜実施日のため、休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間指導日数 (訪問学級は除く)

学年 学期 \	第1学年	第2学年	第3学年	備 考
第1学期	71日	71日	71日	
第2学期	83日	83日	83日	
第3学期	48日	48日	43日	3／13卒業式のため
計	202日	202日	197日	

(2) 年間授業時数 (別表)

(3) 1単位時間 [50分]

- 通常の学級及び重複障がい学級A・重複障がい学級Bは、保健体育の指導として、1校時日常生活の指導後に20分間、「朝のトレーニング」を行うため帯状に設定する。
- 日常生活の指導については、通常の学級及び重複障がい学級A・重複障がい学級Bは、1校時30分間、朝の会等の指導を行うために帯状に設定する。また、通常の学級及び重複障がい学級は、下校前30分間、帰りの会等の指導を行うために帯状に設定する。
- 帯状の指導については、各教科等の年間指導計画の中に育成を目指す資質・能力と指導内容を明確に示して指導を行う。

4 教育課程実施上の方針

学部目標の達成を目指して、資質・能力の三つの柱を踏まえながら教科等横断的な視点に立って「大窓生支援学校で育みたい資質・能力」の育成に努める。

- ・ 自分なりの手段で他者と気持ちを伝えあい、考えを共有したり、自己を調整したりする言語能力の育成を図る。
- ・ 地域社会や学校生活の中で、他者を意識しながらやりとりをしたり、自分の役割を果たしたりしながら他者と協力・協働して社会に関わろうとする人間関係形成・社会形成能力の育成を図る。
- ・ 課題を理解し、考えたり予測したりしながら解決するとともに、課題に取り組むことを通じて各教科等で身に付けた力を総合的に活用する問題発見・解決能力の育成を図る。
- ・ 自分の良さややりたいことが分かり活動や学習に主体的に取り組んだり、自分の気持ちや行動を調整したりする自己理解・自己管理能力の育成を図る。
- ・ 課題解決にあたって、必要な情報を収集・整理・選択しながら活用し、理解を深めたり、情報手段の適切な使い方やマナー・プログラミング的思考を身に付けたりする情報活用能力の育成を図る。

また、福島県第7次総合教育計画「学びの変革推進プラン」に基づき、以下の個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びの中で学習活動の充実を図り、生徒一人一人の自立と社会参加に向けて「大窓生支援学校で育みたい資質・能力」を育成することができるようとする。

- ・ 多角的視点からの実態把握や、個別の指導計画や「学びの履歴シート」に基づいた指導、生徒一人一人の実態に応じた目標や学習内容の設定、学習進度や学習到達度に対応できる指導体制の工夫といった「指導の個別化」や、生徒の学びの連続性を意識した指導支援、生徒の特性に応じたICTをはじめとする教材教具の活用といった「学習の個性化」による、「個別最適化された学び」の実現を目指す。
- ・ 生徒同士が思いを伝えあったり、考えを合わせたりして、新たな考えを創造していく活動や、地域における様々な交流学習や集団での活動において、学習グループを工夫したり、他者を意識したりできるような学習活動を実践することで「協働的な学び」の実現を目指す。
- ・ 教科等横断的な視点に基づき、体験的な学習の中で身に付けた力を総合的に活用・発揮する学習を設定したり、自ら課題を見付け、ICT機器等を活用しながら主体的に調べたり、まとめ・表現したりすることで「探究的な学び」の実現を目指す。

○ 通常の学級における教育課程実施上の方針

(1) 各教科

ア 学校教育法施行規則第127条第2項を踏まえ、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、及び職業・家庭、外国語（英語）を取り扱う。ただし、国語、数学、音楽、外国語（英語）については、一部を合わせて指導を行う。また、社会、理科、美術、職業・家庭については、全部を合わせて指導を行う。

イ 通常の学級の各学年においては、系統的・発展的指導を進めるため、国語、数学、音楽、保健体育、外国語（英語）の各教科を設定し日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等との関連の基に、実際の生活に役立てられるよう指導を行う。

・ 国語

日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、人の関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもち（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 社会

身近な地域や市町村、都道府県についての地理的環境、産業及び消費生活の様子、公共施設の役割について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに（知識及び技能）、日常生活に関わる社会的事象について関心をもち、考えたことを表現しようとして（思考力、判断力、表現力等）、身近な社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについて自覚を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 数学

数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解し、事象を数理的に処理する技能を身に付け（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、数学で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 理科

自然の事物・事象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付け（知識及び技能）、疑問を持つ力と予想や仮説を立てる力（思考力、判断力、表現力等）や自然を愛する心情、学んだことを日常生活に生かそうとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

曲名や曲の雰囲気と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現につながる技能を身に付け（知識及び技能）、音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、音や音楽を味わいながら聴き（思考力、判断力、表現力等）協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 美術

造形的な視点について理解し、表し方を工夫する技能を身に付け（知識及び技能）、造形的なよさや面白さ、美しさ、表したことや表し方について考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を広げ（思考力、判断力、表現力等）、創造活動の喜びを味わい、心豊かな生活を営む態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 保健体育

各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付け（知識及び技能）、それらを通して自分の課題を見付けたり、その解決に向けて自ら思考し判断したことを他者に伝えたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。心身の発達や特性に応じた運動を、「朝のトレーニング」として帯状に時間を設定し、体を動かす楽しさを味わわせ、運動をする習慣の形成及び基本的な体力の向上に努める。

- ・ 職業・家庭

生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄について課題を解決する力を養い（思考力、判断力、表現力等）、生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 外国語（英語）

外国語を用いた体験的な活動を通して、身近な生活で見聞きする外国語に興味や関心をもち、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむとともに（知識及び技能）、日常生活に関する簡単な事柄を外国語で聞いたり話したりして自分の考え方や気持ちなどを伝え合う力の素地を養い（思考力・判断力・表現力等）、外国語を通して背景にある外国の文化の多様性を知り、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う（学びに向かう力、人間性等）。7月と12月に、教科別の指導をそれぞれ8時間ずつ実施する。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、道徳的判断や行動ができるよう指導を行う。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を密にしながら、学級活動と道徳科の時間を隔週毎に設定し、体験的な活動の中で基盤となる道徳的実践意欲や態度を育てる。

ウ 発達の段階に応じ、社会の一員として自覚をもち、よりよく生きるために意欲や態度を育てる。

(3) 総合的な学習の時間

- ア 探究的な学習の過程において、各教科等で培われた資質・能力を横断的・総合的に関連付けながら人間形成を育み、共に生きていくために探究的な学習のよさを理解できるようにする。
- イ 実社会や実生活の中から、課題を見つけ、調べたことや分かったことを整理したり、まとめたりすることができるようとする。
- ウ 探究的な学習に協働的に取り組むとともに、友達と互いに学び合いながら積極的に社会にかかわろうとする態度を養う。

(4) 特別活動

- ア 学年や複数の学級での集団活動を活発化し、地域社会の人々と積極的に交流する機会を組織的、計画的に設定することで、キャリア発達を促し、経験を広め積極的な態度を養い、豊かな人間関係を育てる。
- イ 学級活動については、日常生活の指導との関連において道徳の時間と隔週を基本とした時間を設定し、生徒の実態に即した指導を行う。
- ウ 学校行事については、生活単元学習との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態を考慮した柔軟な計画の基に実施する。
- エ 学部内交流を図りながら、生徒一人一人の自主性を高める計画を立てて実施する。

(5) 自立活動

- ア 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
- イ 個々の生徒の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、小学部からの指導を踏まえ、適切な指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画のもと、関係する教師間で共通理解を図りながら指導する。
- ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- エ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画との関連とその活用に努め、関係機関との連携を図る。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣や集団生活への参加に必要な態度を育てるため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った実際的な場面で段階的・発展的に指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 生徒の障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえた学習内容を設定し、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにする。
- ・ 一人一人の生徒が見通しをもって意欲的・主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組むようにする。

ウ 作業学習

- ・ 生徒の実態に応じ、製作や製品の販売等における適切な活動を学習活動の中心に据え、人と関わる力や最後まで集中して取り組む力を養う。
- ・ 自分の役割や作業内容を理解し、主体的・協働的に取り組む力を育てる。
- ・ 木工、家庭生活の班を設定して学習を行う。
- ・ 校内実習を計画して、指導に当たる。実習は年1回行い、11月5日（火）から15日（金）に設定する。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級A）

(1) 各教科

ア 学校教育法施行規則第127条第2項を踏まえ、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、及び職業・家庭、外国語（英語）を取り扱う。ただし、国語、数学、音楽、保健体育については、一部を合わせて指導を行う。また、社会、理科、美術、職業・家庭、外国語（英語）については、全部を合わせて指導を行う。

イ 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて適切に指導できるようにする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。

・ 国語

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、自分なりの思いをもち（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 社会

活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、身の回りの生活に関心をもち、基本的な習慣や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、社会及び自然の特徴や変化に気付いて、自分との関わりや役割について感じたことを表現しようとし（思考力、判断力、表現力等）、社会及び自然に自ら働きかけようしたり、生活中に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 数学

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形の違いを理解し（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、数学で学んだことのよさや楽しさを感じながら生活や学習に活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 理科

活動や体験の過程において、身近な自然の特徴や変化が分かり（知識及び技能）、自然と自分との関わりに気付いたり感じたりしたことを表現するとともに（思考力、判断力、表現力等）、自然に自ら働きかけようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付け（知識及び技能）、音楽表現に対する思いをもつことや演奏の楽しさを見出しながら音楽を味わって聴き（思考力、判断力、表現力等）、音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 美術

形や色などの違いに気付き、表したいことを基に材料や用具を使い（知識及び技能）、表したいことを思い付いたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったりしながら（思考力、判断力、表現力等）、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、心豊かな生活を創造しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 保健体育

基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるとともに（知識及び技能）、基本的な運動の楽しみ方や健康な生活の仕方について工夫し（思考力、判断力、表現力等）、運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。心身の発達や特性に応じた運動を、「朝のトレーニング」として帯状に時間を設定し、体を動かす楽しさを味わわせ、運動をする習慣の形成及び基本的な体力の向上に努める。

・ 職業・家庭

生活や職業に対する関心をもち、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に

付けるとともに（知識及び技能）、将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄について課題を解決する力の基礎を養い（思考力、判断力、表現力等）、生活を工夫しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 外国語（英語）

外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語との音声の違いなどに気付き、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむとともに（知識及び技能）、日常生活に関する簡単な事柄について外国語の音声を聞き、真似て声に出したり、ジェスチャーを用いて表現したりすることで（思考力、判断力、表現力等）、外国語を通して背景にある外国の文化に触れながら言語への関心を高め、友達や教師と一緒に進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 自分の意思を自分なりの表現で伝えることができるよう豊かな心情を育てる。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で、基盤となる道徳的実践意欲や態度を養う。

(3) 総合的な学習の時間

ア 探究的な学習の過程において、各教科等で培われた資質・能力を横断的・総合的に関連付けながら興味や関心をもつ心を育成し、共に生きていくために探究的な学習のよさを理解できるようにする。

イ 自分の周りの生活から課題を見つけ、調べたことや分かったことを簡単にまとめたり、他者に伝えたりすることができるようとする。

ウ 探究的な学習に協働的に取り組むとともに、自分のよさに気づきながら、積極的に社会にかかわろうとする態度を養う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級、学部内交流などを図る場を設定し、集団活動を意識できるように配慮した計画を立てて実施することで、キャリア発達を促し、経験を広め豊かな人間関係を育てる。

イ 学級活動については、日常生活の指導等において、生徒の実態に即した指導を行う。

ウ 学校行事については、生活単元学習との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態や程度を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(5) 自立活動

ア 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するためには必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を培う。

イ 個々の生徒の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、小学校からの指導を踏まえ、適切な指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画のもと、関係する教師間で共通理解を図りながら指導する。

ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

エ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画との関連とその活用に努め、関係機関との連携を図る。

(6) 各教科等合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣を身につけたり、集団生活への参加に必要な態度を育てたりするため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った指導を実際的な場面で段階的・発展的に指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 生徒の障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえた学習内容を設定し、身に付けた指

導内容が現在や将来の生活に生かされるようにする。

- ・一人一人の生徒が見通しをもって意欲的・主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組むようにする。

ウ 作業学習

- ・生徒の興味・関心、実態に応じたものづくりの学習を設定し、視覚的な教材や補助具等を用いて指導内容や方法等を工夫しながら、人と適切に関わる力や一定時間継続して作業に取り組む態度を養う。
- ・農工班を設定して学習を行う。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級B）

(1) 各教科

ア 学校教育法施行規則第127条第2項を踏まえ、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、及び職業・家庭、外国語（英語）を取り扱う。ただし、国語、数学、音楽については、一部を合わせて指導を行う。また、社会、理科、美術、保健体育、職業・家庭、外国語（英語）については、全部を合わせて指導を行う。

イ 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた、弹力的な対応ができるようにする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。

・ 国語

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、自分なりの思いをもち（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 社会

活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、身の回りの生活に関心をもち、基本的な習慣や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、社会及び自然の特徴や変化に気付いて、自分との関わりや役割について感じたことを表現しようとし（思考力、判断力、表現力等）社会及び自然に自ら働きかけようしたり、生活に生かそうしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 数学

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形に关心をもち、（知識及び技能）、具体的な操作を用いて考え方象に気付き表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学で学んだことのよさや楽しさを感じながら興味をもって生活や学習に活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 理科

活動や体験の過程において、身近な自然の特徴や変化が分かり（知識及び技能）、自然と自分との関わりについて気付いたり感じたりしたことを表現するとともに（思考力、判断力、表現力等）、自然に自ら働きかけようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付け（知識及び技能）、音楽表現に対する思いをもつことや曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴き（思考力、判断力、表現力等）、音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 美術

形や色などの違いに気付き、表したいことを基に材料や用具を使い（知識及び技能）、表したいことを思い付いたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったりしながら（思考力、判断力、表現力等）、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、心豊かな生活を創造しようとする態度を育てる（学

びに向かう力、人間性等)。

- ・ 保健体育

楽しく基本的な運動ができるようにするとともに、健康・安全な生活に必要な事柄ができるようになり(知識及び技能)基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現し(思考力、判断力、表現力等)友達とともに安全に楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。心身の発達や特性に応じた運動を、「朝のトレーニング」として帶状に時間を設定し、体を動かす楽しさを味わわせ、運動をする習慣の形成及び基本的な体力の向上に努める。

- ・ 職業・家庭

生活や職業に対する関心をもち、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるとともに(知識及び技能)、将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄について課題を解決する力の基礎を養い(思考力、判断力、表現力等)、生活を工夫しようとする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

- ・ 外国語(英語)

外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語との音声の違いなどに気付き、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむとともに(知識及び技能)、外国語の音声を聞き、真似て声に出したり、ジェスチャーを用いて表現したりすることで(思考力、判断力、表現力等)、外国語を通して外国の文化に触れながら言語への関心を高め、友達や教師と一緒に進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う(学びに向かう力、人間性等)。

(2) 特別の教科 道徳

ア 自分の意思を自分なりの表現で伝えることができる豊かな心情を育てる。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で、基盤となる道徳的実践意欲や態度を養う。

(3) 総合的な学習の時間

ア 探究的な学習の過程において、各教科等や自立活動で培われた資質・能力を横断的・総合的に関連付けながら興味や関心をもつ心を育成し、共に生きていくために探究的な学習のよさを理解できるようにする。

イ 自分の周りの生活から課題を見つけ、障がいにおける種々の困難を改善・克服しながら必要に応じて調べたことや分かったことを簡単にまとめたり、他者に伝えたりすることができるようになる。

ウ 自分の障がいの状態等におけるよさを生かし、探究的な学習に協働的に取り組むとともに、自分のよさに気づきながら、積極的に社会にかかわろうとする態度を養う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級、学部内交流などを図る場を設定し、集団活動を意識できるように配慮した計画を立てて実施することで、キャリア発達を促し、友達や教師への関心を高める。

イ 学級活動については、日常生活の指導等において、生徒の実態に即した指導に当たる。

ウ 学校行事については、日常生活の指導や自立活動との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態や程度を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(5) 自立活動

ア 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 個々の生徒の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、小学校からの指導を踏まえ、適切な指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画のもと、関係する教師間で共通理解を図りながら指導する。

ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

エ 水泳訓練室を使った活動等を取り入れ、運動機能の保持、向上を図る。

オ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画との関連とその活用に努め、関

係機関との連携を図る。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣を身に付けたり、集団生活への参加に必要な態度を育てたりするため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った指導を実際的な場面で段階的・発展的に指導を行う。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら身辺処理能力を高め、自立的な行動が取れるような指導に努める。

イ 生活単元学習

- ・ 生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 生徒の障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえた学習内容を設定し、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにする。
- ・ 一人一人の生徒が見通しをもって意欲的・主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組むようにする。

ウ 作業学習

- ・ 生徒の障がいの特性を踏まえながら、興味・関心、実態に応じたものづくりの学習を設定し、活動に見通しをもてるよう視覚的な教材や補助具等を用いて指導内容や方法等を工夫し、人と適切に関わる力や一定時間継続して作業に取り組む態度を養う。
- ・ 農工班を設定して学習を行う。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級C）

(1) 各教科

ア 学校教育法施行規則第127条第2項を踏まえ、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、及び職業・家庭、外国語（英語）を取り扱う。ただし、音楽については、一部を合わせて指導を行う。また、国語、社会、数学、理科、美術、職業・家庭、外国語（英語）については、全部を合わせて指導を行う。保健体育に替えて自立活動の指導を行う。

イ 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた、弹力的な対応ができるようとする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。

・ 国語

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉に親しむとともに（知識及び技能）、日常生活における人との関わりの中で伝え合う楽しさを味わい、自分なりの思いをもち（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる。（学びに向かう力、人間性等）。

・ 社会

活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、身の回りの生活に関心をもち、基本的な習慣を身に付けるとともに（知識及び技能）、社会及び自然の特徴やよさについて自分との関わりについて関心をもち（思考力、判断力、表現力等）、自分のことに取り組もうとしたり、意欲をもって学んだりしようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 数学

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活における数量や図形を直感的に捉え、その性質に気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象に気付く体験を重ね（思考力、判断力、表現力等）、数学で学んだことのよさや楽しさを感じながら興味をもって生活や学習に活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 理科

活動や体験の過程において、身近な自然の特徴や変化を知り（知識及び技能）、身近な自然の

変化について感じたことを表現するとともに（思考力、判断力、表現力等）、自然に働きかけようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

音や音楽に注意を向けて気付くとともに、関心を向け、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽表現、歌唱につながる技能を身に付け（知識及び技能）音楽的な表現を楽しむことや音や音楽に気付きながら関心や興味をもって聴き（思考力、判断力、表現力等）、音や音楽に気付いて教師と一緒に音楽活動する楽しさを感じるとともに、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 美術

物の形や色などに関心をもって、材料や用具を使い（知識及び技能）、自分なりに表したり、作品を見たりしながら（思考力、判断力、表現力等）、進んで表したり、見たりする活動に取り組み、つくり出すことの楽しさを味わい、心豊かに生活しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 保健体育

教師と一緒に楽しく基本的な運動ができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにし（知識及び技能）、基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、友達とともに安全に楽しく運動をしようしたり、健康に必要な事柄をしようしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 職業・家庭

生活や職業に対する関心をもち、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、日常生活において課題を解決する力の基礎を養い（思考力、判断力、表現力等）、生活を豊かにしようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 外国語（英語）

体験的な活動を通して、外国語の音声に気付いたり、楽しみながら慣れ親しんだりするとともに（知識及び技能）、外国語で表現することの楽しさや相手に伝えることを教師と一緒に伝え合う力の素地を養い（思考力、判断力、表現力等）、友達や教師と一緒に楽しみながら、外国語への関心を高め、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 自分の意思を自分なりの表現で伝えることができるような豊かな心情を育てる。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で、基盤となる道徳的実践意欲や態度を養う。

(3) 総合的な学習の時間

ア 探究的な学習の過程において、各教科や自立活動等で培われた資質・能力を横断的・総合的に関連付けながら興味や関心をもつ心を育成し、他者とやりとりをするよさを理解できるようにする。

イ 障がいにおける種々の困難を改善・克服し、自分の気持ちを言葉や身振りで伝えるなどして、自分の生活を他者とともに考えることができるようになる。

ウ 自分の障がいの状態等におけるよさを生かし、他者とともに見たり、聞いたりして、自分のよさに気づきながら、よりよく生活しようとする態度を養う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級、学部内交流などを図る場を設定し、集団活動を意識できるように配慮した計画を立てて実施することで、キャリア発達を促し、友達や教師への関心を高める。

イ 学級活動については、日常生活の指導等において、生徒の実態に即した指導を行う。

ウ 学校行事については、日常生活の指導や自立活動との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態や程度を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(5) 自立活動

ア 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

- イ 個々の生徒の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、小学校からの指導を踏まえ、適切な指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画のもと、関係する教師間で共通理解を図りながら指導する。
- ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- エ 水泳訓練室を使った活動等を取り入れ、運動機能の保持、向上を図る。
- オ 必要に応じて専門の医師及びその他の専門家に指導や助言を求めながら、姿勢・歩行・日常生活や作業場の動作・摂食動作・コミュニケーション等の指導を行う。
- カ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画との関連とその活用に努め、関係機関との連携を図る。

(6) 各教科等を合わせた指導

- ア 日常生活の指導
 - ・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣を身につけたり、集団生活への参加に必要な態度を育てたりするため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った指導を実際的な場面で段階的・発展的に指導を行う。
 - ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら身辺処理能力を高め、自立的な行動が取れるような指導に努める。
- イ 生活単元学習
 - ・ 生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようとする。
 - ・ 生徒の障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえた学習内容を設定し、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにする。
 - ・ 一人一人の生徒が見通しをもって意欲的・主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組むようにする。

○ 訪問学級における教育課程の方針（訪問学級A）

(1) 各教科

- ア 学校教育法施行規則第127条第2項を踏まえ、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、及び職業・家庭、外国語（英語）を取り扱う。ただし、社会、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語（英語）に替えて自立活動の指導を行う。
- イ 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた、弹力的な対応ができるようにする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。
 - ・ 国語
生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な言葉を身に付けるとともに（知識及び技能）、日常生活における人との関わりの中で伝え合う楽しさを味わい、自分なりの思いをもち（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。
 - ・ 数学
生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形に関心をもち、（知識及び技能）、具体的な操作を用いて考え方表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学で学んだことのよさや楽しさを感じながら興味をもって生活や学習に活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

- ア 基本的生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。
- イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

集団の雰囲気や集団での所属感を味わうことで、人との関わりを広げることができるようとする。

また、学校行事については、生徒の実態を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するためには必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 個々の生徒の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、小学部からの指導を踏まえ、適切な指導目標及び具体的な指導内容を設定し、個別の指導計画のもと、関係する教師間で共通理解を図りながら指導する。

ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

エ 必要に応じて、外部の専門家や保護者との連携を図った指導を行う。

オ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画との関連とその活用に努め、関係機関との連携を図る。

(5) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間252時間を基準として、対象生徒の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な生徒に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、生徒一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級B）

(1) 特別の教科 道徳

ア 本人の快・不快を推測しながら指導を行うことで、教師への信頼感を育むことができるようとする。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(2) 特別活動

集団の雰囲気や集団での所属感を味わうことで、人との関わりを広げることができるようにする。

また、学校行事については、生徒の実態を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(3) 自立活動

ア 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するためには必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 個々の生徒の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、小学部からの指導を踏まえ、適切な指導目標及び具体的な指導内容を設定し、個別の指導計画のもと、関係する教員間で共通理解を図りながら指導する。

ウ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導を展開する。

エ 必要に応じて、外部の専門家や保護者との連携を図った指導を行う。

オ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画との関連とその活用に努め、関係機関との連携を図る。

(4) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間252時間を基準として、対象生徒の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な生徒に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、生徒一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。